平成２５年（フ）第１１６号
静岡県袋井市諸井949番地の９　サンビレッジＩ205号室
債務者　笹瀬　勝浩
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７１５号
千葉県八千代市高津934番地１　高津団地２―29―301
債務者　森本　良恵
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７３９号
東京都墨田区両国２丁目18―10
債務者　若松　廣市
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８３４号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―1109―113
債務者　湯村　和夫
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６１号
千葉県船橋市二和西１丁目６－３―302
債務者　石井　悠一
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６２号
東京都杉並区南荻窪４丁目41―13―204
債務者　日高　郁美
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０号
長野県北佐久郡立科町大字藤沢515番地
債務者　土屋　六子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第７０４号
静岡市駿河区広野４丁目３番51―９号　コーポ広野Ⅱ103号
債務者　持山　林平
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７９５号
東京都渋谷区代々木２丁目36―13
債務者　海老原能乙子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８号
沖縄県沖縄市高原１丁目６番12―101号　県営高原団地
債務者　知念　健二
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７０５２号
大阪府大阪市中央区南本町４丁目２番21号　イヨビルディング８Ｆ
破産者　ティーズ・ミッション株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０５３号
東京都世田谷区奥沢５丁目23―22―201
破産者　西浦　　徹
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８７５号
東京都足立区西伊興２丁目11番28号
破産者　株式会社三新工業
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９９３号
神奈川県川崎市川崎区桜本２―38―10―505、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区東日本橋２丁目４番５号
破産者　株式会社オフィスサポーター
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４７号
静岡県富士市蓼原1091番地の２
破産者　株式会社フジリフォームサービス
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４８号
静岡県富士市中島355―３
破産者　角尾　潤一
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４８号
千葉県柏市豊四季355―25―102
破産者　工藤ひろみ（旧姓山野）
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３５６号
山梨県上野原市鶴島1974―２
破産者　細川　　優
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部